永平寺町空き家等の適正管理に関する条例施行規則

(趣旨)

第 1条　この規則は、永平寺町空き家等の適正管理に関する条例(平成27年永平寺町条例

第12号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(情報提供)

第 2条　条例第6条の規定による情報の提供は、空き家等に関する情報提供書(様式第1号)を町長に提出する方法によるほか、口頭その他適宜の方法により行うことができるものとする。

(立入調査)

第 3条　条例第8条第1項の規定による立入調査を実施するに当たっては、あらかじめ所有者等に対して立入調査実施通知書(様式第2号)を交付し、立入調査の趣旨及び内容を十分説明してから実施するものとする。この場合において、所有者等を確知できないときは、立入調査実施通知書により遅くとも立入調査を実施しようとする日の7日前までに公告しなければならない。

2　条例第8条第2項に規定する身分を示す証明書は、立入調査員証(様式第3号)によるものとする。

(助言又は指導)

第 4条　条例第9条の規定による助言又は指導は、空き家等の適正管理に関する(助言・指導)書(様式第4号)により行うものとする。

(勧告)

第 5条　条例第11条の規定による勧告は、空き家等の適正管理に関する勧告書(様式第5号)により行うものとする。

(命令)

第 6条　条例第12条の規定による命令は、空き家等の適正管理に関する命令書(様式第6号)により行うものとする。

(公表)

第 7条　条例第13条の規定による公表は、当該空き家等の敷地に同条各号に掲げる事項を記載した看板を設置することにより行うほか、永平寺町公告式条例(平成18年永平寺町条例第3号)第2条第2項の規定を準用する。

2　所有者等は、公表予定期間の初日の5日前までに、空き家等の適正管理に関する命令違反事実公表前弁明書(様式第7号)により弁明することができる。

3　町長は、公表を行うときは、事前に空き家等の適正管理に関する命令違反事実公表通知書(様式第8号)により当該空き家等の所有者等に通知するものとする。

(代執行令書)

第 8条　行政代執行法第3条第2項の規定による通知は、代執行令書(様式第9号)により行うものとする。

(証標)

第 9条　行政代執行法第4条に規定する執行責任者たる本人であることを示すべき証票は、執行責任者証(様式第10号)によるものとする。

(その他)

第10条　この規則の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

様式第1号（第2条関係）

平成　　年　　月　　日

　永平寺町長　様

住所

氏名

連絡先

　空き家等に関する情報提供書

　次のとおり、空き家等に関する情報を提供します。

|  |  |
| --- | --- |
| 所 在 地 | 永平寺町 |
| 所有者等 |  |
| 状　　　　　況 | |
|  | |

※　できるだけ詳しく状態を記入してください。また、空き家等の位置については、地図、略図、写真等を添付するほか、空き家等の状態とあわせて上欄に記入してください。

様式第2号（第3条関係）

　永　総　第　　　　　号

平成　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　様

永平寺町長　　　　　　　　　　㊞

立入調査実施通知書

　永平寺町空き家等の適正管理に関する条例（平成27年永平寺町条例第12号）第8条第1項の規定に基づき、下記のとおり空き家等の立入調査を実施するので、永平寺町空き家等の適正管理に関する条例施行規則（平成27年永平寺町規則第13号）第3条第1項の規定により通知します。

記

1　立入調査の対象

2　立入調査の日時　　　　　　平成　　年　　月　　日(　　)

午前・午後　　　時から

3　立入調査の趣旨及び内容

様式第3号（第3条関係）

(表)

|  |
| --- |
| 永総第　　　　　号  立入調査員証  職名  氏名  生年月日　　　　　　年　　月　　日  　上記の者は、永平寺町空き家等の適正管理に関する条例第8条第1項の規定による立入調査をする職員であることを証する。  　　　　　年　　月　　日交付  永平寺町長　　　　　　　　　　印 |

(裏)

|  |
| --- |
| 永平寺町空き家等の適正管理に関する条例（抜粋） |
| （立入調査）  第8条　町長は、この条例の施行に必要な限度において、職員に立入調査（当該空き家等に立ち入り、調査し、又は質問することをいう。以下この条において同じ。）をさせることができる。  2　前項の規定により立入調査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。  3　第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。 |

様式第4号（第4条関係）

永　総　第　　　　　号

平成　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　様

永平寺町長　　　　　　　　　㊞

空き家等の適正管理に関する（助言・指導）書

　あなたが所有（占有・管理）する下記の空き家等については、倒壊等による事故や犯罪、火災等の未然防止の目的から、危険な状態と判断され、又は危険な状態になるおそれがあると判断されますので、速やかに必要な措置を講ずるよう永平寺町空き家等の適正管理に関する条例（平成27年永平寺町条例第12号）第9条の規定により下記のとおり（助言・指導）します。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 所有者等の住所及び氏名 |  |
| 空き家等の所在地及び種別 |  |
| （助言・指導）の内容 |  |

様式第5号（第5条関係）

永　総　第　　　　　号

平成　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　様

永平寺町長　　　　　　　　　　㊞

空き家等の適正管理に関する勧告書

　あなたが所有（占有・管理）する下記の空き家等については、倒壊等による事故や犯罪、火災等の未然防止の目的から、危険な状態と判断され、又は危険な状態になるおそれがあると判断されますので、速やかに必要な措置を講ずるよう永平寺町空き家等の適正管理に関する条例（平成27年永平寺町条例第12号）第11条の規定により下記のとおり勧告します。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 所有者等の住所及び氏名 |  |
| 空き家等の所在地及び種別 |  |
| 勧　告　の　内　容 |  |
| 履　行　期　限 | 平成　　年　　月　　日 |
| 備　　　　　考 | この勧告に従わない場合は、永平寺町空き家等の適正管理に関する条例第12条の規定により期限を定めて必要な措置を講ずるよう命令することがあります。 |

様式第6号（第6条関係）

永　総　第　　　　　号

平成　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　様

永平寺町長　　　　　　　　　㊞

空き家等の適正管理に関する命令書

　あなたが所有（占有・管理）する下記の空き家等については、平成　　年　　月　　日付け永総第　　号で適正管理を求める勧告をしたところですが、勧告に沿った措置が講じられていないので、履行期限までに管理方法の改善その他必要な措置を講ずるよう永平寺町空き家等の適正管理に関する条例（平成27年永平寺町条例第12号）第12条の規定により下記のとおり命じます。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 所有者等の住所及び氏名 |  |
| 空き家等の所在地及び種別 |  |
| 命令の内容 |  |
| 履行期限 | 平成　　年　　月　　日 |

（教　示）

　　この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、永平寺町長に対して異議申立てをすることができます。なお、処分があったことを知った日から起算して60日以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、異議申立てをすることができなくなります。

　　この処分の取消しの訴えは、この処分（この処分について前記の異議申立てをしたときは、当該異議申立てに対する決定。以下同じ。）があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、永平寺町を被告として（訴訟において永平寺町を代表する者は、永平寺町長となります。）提起することができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第7号(第7条関係)

平成　　年　　月　　日

　永平寺町長　　　　　　　　　　様

(〒　　　―　　　)

申立人　住所

氏名　　　　　　　　　　　　　　印

電話番号

|  |  |
| --- | --- |
|  | 法人その他の団体にあっては、主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名及び電話番号を記入し、代表者印を押印する。 |

空き家等の適正管理に関する命令違反事実公表前弁明書

　平成　　年　　月　　日付け永総第　　号空き家等の適正管理に関する命令違反事実公表予告書で通知のあった空き家等の適正管理については、次の理由により空き家等の適正管理に関する命令書による履行期限までに必要な措置を講ずることができなかったので、弁明します。

【弁明の内容】

|  |
| --- |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |

様式第8号(第7条関係)

永　総　第　　　　　号

平成　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　様

永平寺町長　　　　　　　　　　印

空き家等の適正管理に関する命令違反事実公表通知書

　あなたが所有・管理する下記の空き家等について適正に管理するよう、平成　　年　　月　　日付け　　永総第　　号空き家等の適正管理に関する命令書により求めましたが、履行期限を過ぎても改善措置が採られないため、永平寺町空き家等の適正管理に関する条例第13条第1項の規定により、下記のとおり命令違反の事実を公表します。

記

1　空き家等の所有者等の住所及び氏名

2　空き家等の所在地

　　永平寺町

3　空き家等の構造及び規模

　　　　　造　　　階建て

　　　　　平方メートル

4　命令の内容

5　公表期間及び公表方法

　(1)　公表期間

　　　　　　年　　月　　日から当該空き家等の管理不全な状態が解消されるまでの期間

(2)　公表の方法

（教　示）

　この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、永平寺町長に対して異議申立てをすることができます。なお、処分があったことを知った日から起算して60日以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、異議申立てをすることができなくなります。

　　この処分の取消しの訴えは、この処分（この処分について前記の異議申立てをしたときは、当該異議申立てに対する決定。以下同じ。）があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、永平寺町を被告として（訴訟において永平寺町を代表する者は、永平寺町長となります。）提起することができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第9号（第8条関係）

永　総　第　　　　　号

平成　　年　　月　　日

代執行令書

　　　　　　　　　　　様

永平寺町長　　　　　　　　　㊞

　あなたが所有（占有・管理）する下記の空き家等について、命ぜられた義務を履行するよう平成　　年　　月　　日付け永総第　　号で命令しましたが、指定した期限までにその義務が履行されていませんので、行政代執行法（昭和23年法律第43号）第2条の規定により、下記のとおり代執行します。

記

1　空き家等の所在地 　　　　　永平寺町

2　空き家等の構造・規模　　　　　　 造　　階建て

　　　　　　　　　　　　　　 床面積　約　　　　㎡

3　代執行期日　　　　　　　 平成　　年　　月　　日

4　代執行責任者

5　代執行に要する費用の概算見積額　　　　　　　　　　　　　　　　円

（教　示）

　この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、永平寺町長に対して異議申立てをすることができます。なお、処分があったことを知った日から起算して60日以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、異議申立てをすることができなくなります。

　この処分の取消しの訴えは、この処分（この処分について前記の異議申立てをしたときは、当該異議申立てに対する決定。以下同じ。）があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、永平寺町を被告として（訴訟において永平寺町を代表する者は、永平寺町長となります。）提起することができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第10号(第９条関係)

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| (表) | | |
| 執行責任者証  　次の者は、行政代執行法第2条の規定に基づき実施する代執行の執行責任者であることを証明する。 | | |
|  | 顔写真 | 所属  職名  氏名  年　　月　　日交付  永平寺町長　　　　　　　　印 |
|  | | |
|  | | |

|  |
| --- |
| (裏) |
| 行政代執行法(抜粋)  　第4条　代執行のために現場に派遣される執行責任者は、その者が執行責任者たる本人であることを示すべき証票を携帯し、要求があるときは、何時でもこれを呈示しなければならない。 |
|  |